

大阪府公立高等学校入学者選抜に係る府内統一ルールについて

令和2年度以降に実施するチャレンジテストを活用した府内統一ルールを、以下のとおり変更する。なお、令和2年3月31日までに実施するチャレンジテストを活用した府内統一ルールは、これまで通りとする。

1 中学1年生

各中学校は、府教育委員会が定めた3教科（国語、数学、英語）の「府全体の評定平均」※¹と、自校の中学生チャレンジテスト（1年生）実施3教科の平均点とを比較して、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に自校の3教科の評定平均が収まっていることを確認する。

2 中学2年生

各中学校は、府教育委員会が定めた5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の「府全体の評定平均」※²と、自校の中学生チャレンジテスト（2年生）実施5教科の平均点とを比較して、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に自校の5教科の評定平均が収まっていることを確認する。

3 中学3年生

（1）チャレンジテスト実施5教科

各中学校は、府教育委員会が定めた5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の「府全体の評定平均」※²と、自校の中学生チャレンジテスト（3年生）実施5教科の平均点とを比較して、自校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に自校の5教科の評定平均が収まっていることを確認する。

（2）チャレンジテスト実施5教科以外の4教科

ア 各中学校は、府教育委員会が定めたチャレンジテスト実施5教科以外の4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の「府全体の評定平均」※³の±0.3の範囲に、自校の4教科の評定平均が収まっていることを確認する。

イ アにおいて収まっていない場合、ア及び（1）の範囲とを合わせた2つの範囲の最大値と最小値の間に、自校の4教科の評定平均が収まっていることを確認する。

ウ ウにおいて収まていない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。

ただし、ウで確認する範囲に収めることに妥当性がないと、中学校長及び所管する市町村教育委員会が判断した場合、中学校長は具体的な資料に基づいて、市町村教育委員会を通じて府教育委員会に協議を申し出ることができる。

※1 … 第1学年の2学期末までの府内公立中学校の3教科（国語、数学、英語）の評定の状況と、中学生チャレンジテスト（1年生）の結果を使って定める。

※2 … 第2学年の2学期末までの府内公立中学校の5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の評定の状況と、中学生チャレンジテスト（2年生）の結果を使って定める。

※3 … 第2学年の学年末の府内公立中学校の4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の評定の状況を使って定める。